

# 令和3年度

## 上田市医学生修学資金 募集要項

### 1 応募資格

令和3年4月現在、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の医学を履修する課程の1、2、3年生に在学していて、将来、市長が指定する医療機関に常勤の医師として従事する意思のある方です。出身地、大学、診療科は問いません。

### 2 指定医療機関

次に掲げる医療機関のうちからご勤務いただく際に市長が指定します。

- (1) 上田市立産婦人科病院
- (2) 上田市武石診療所
- (3) 依田窪医療福祉事務組合国民健康保険依田窪病院
- (4) 独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター
- (5) その他市長が特に必要と認める医療機関

### 3 貸与金額

月額20万円

### 4 貸与期間

令和3年4月から令和4年3月まで

来年度以降も大学在学中は継続して応募することができます。ただし、通算して6年を限度とします。

### 5 募集人数

若干名

### 6 募集期間

令和3年4月1日（木）から4月30日（金）まで

### 7 応募方法

修学資金の貸与を希望する方は、募集期間内に必要書類を提出してください。

#### (1) 提出書類

- ア 修学資金貸与申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第4号）
- ウ 大学の在学証明書又は合格通知書の写し
- エ 大学における学業成績を証明する書類（修学年数が1年に満たない場合は、卒業した高等学校における学業成績を証明する書類）

- オ 健康診断書（申請の日前2月以内に医療機関において作成したもの）
- カ 連帯保証人の印鑑証明書及び身分証明書（本籍地の市町村役場で発行されたもの）
- キ 履歴書

(2) 連帯保証人

申請には、独立して生計を営み、修学資金の返還の責を負うことができる程度の資力を有する成人2人を連帯保証人として立てる必要があります。

また、申請される方が未成年者の場合は、2人のうち1人は、申請者の法定代理人でなければなりません。

(3) 書類の提出方法

上田市健康こども未来部地域医療政策室（ひとまちげんき・健康プラザうえだ内）に郵送するか、直接提出してください。

郵送の場合は、簡易書留又は特定記録で郵送し、封筒に「上田市医学生修学資金貸与申請書在中」と明記してください。募集期間の消印があるものを受け付けます。

直接提出する場合は、土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。

## 8 選考の方法及び決定通知

提出された書類を審査したうえで、面接を行い貸与の可否を決定し、その結果については、本人に通知します。

## 9 貸与契約の締結

貸与が決定された方は、市長と貸与契約を締結していただきます。

## 10 貸与の方法

修学資金は、7月（4月分から9月分まで）、10月（10月分から12月分まで）、1月（1月分から3月分まで）にそれぞれの月の分を一括して月末までに貸与します。

## 11 返還免除

修学資金の貸与を受けた方が、次のいずれかに該当することとなった場合は、返還が免除になります。

(1) 全額が免除になる場合

ア 修学資金の貸与を受けた期間と同一の期間、市長が指定する医療機関に従事したとき。

- ・指定医療機関で臨床研修、後期研修を実施した場合は、その期間も免除を受けるための期間に算入します。

- ・臨床研修及び後期研修は、どの医療機関で実施していただいても構いませんが、研修修了後は直ちに指定医療機関に従事していただく必要があります。

イ 免除を受けるために指定医療機関に従事した期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。

(2) 全額又は一部が免除になる場合

死亡、心身の故障その他やむを得ない事情により返還することができなくなったとき。

## 12 契約の解除及び貸与の休止

### (1) 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸与契約を解除します。

ア 大学を退学したとき。

イ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他修学資金の貸与を受けることが不相当と認められるとき。

### (2) 貸与の休止

大学を休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学までの間は貸与を休止します。

## 13 借用証書の提出

修学資金の貸与期間が終了したとき又は契約が解除されたときは、貸与期間終了日又は契約が解除された日から10日以内に貸与を受けた修学資金に対する借用証書（様式第7号）を提出していただきます。

## 14 返還

### (1) 返還事由

次のいずれかに該当することとなった場合は、原則として、その事由が生じた日から30日以内に、返還すべき修学資金に法定利率で計算した利息を付して一括返還していただきます。

ア 退学等により契約が解除されたとき。

イ 医師となった後、直ちに臨床研修等（大学院の医学を履修する課程に在学することを含む。）に従事しなかったとき。

ウ 大学を卒業した後1年以内に医師免許を取得できなかったとき。

エ 返還免除を受けるために指定医療機関に従事している方が、免除を受けるために必要な期間が経過する前に指定医療機関に従事しなくなったとき。

オ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

### (2) 利息の計算

貸与を受けた日の翌日から継続する全ての貸与期間が終了した日又は貸与の決定が取り消された日までの日数に応じ、貸与を受けた額につき法定利率で計算した額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）とします。

### (3) 返還猶予

契約解除後も大学に在学している場合や、災害、疾病その他やむを得ない事情があると認められるときは、実態に応じ、返還を猶予します。

### (4) 延滞利息

正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞した日数に応じ、返還すべき額に年14.6%の割合で計算した延滞利息を徴収します。

## 15 申請書等の提出

### (1) 返還の猶予、免除の申請

返還の猶予又は免除を受けようとする場合は、その事由が生じた日から30日以内にそれぞれ次の申請書を提出してください。

ア 返還猶予申請書（様式第8号）

イ 返還免除申請書（様式第9号）

### (2) その他の事由の届出

次のいずれかに該当した場合は、その事由が生じた日から30日以内に変更事項等届出書（様式第10号）を提出してください。

ア 本人又は連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき。

イ 大学を休学し、若しくは停学の処分を受けたとき又は復学したとき。

ウ 契約を解除すべき事由が生じたとき。

エ 返還猶予期間中に猶予されている事由が消滅したとき。

オ 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

カ その他修学資金の貸与に関して重要な事項に異動があったとき。

## 16 その他

詳細については、「上田市医師確保修学資金等貸与条例」及び「上田市医師確保修学資金等貸与条例施行規則」によります。

申請書等は、上田市ホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kenko/4899.html>

お問い合わせ、応募先

上田市 健康こども未来部 地域医療政策室 地域医療担当  
〒386-0012

長野県上田中央6-5-39

電話 0268-75-6787

FAX 0268-23-5119

E-mail [iryu@city.ueda.nagano.jp](mailto:iryu@city.ueda.nagano.jp)